

倉沢 愛子 著

『日本占領下の  
ジャワ農村の変容』

草思社 1992年 714+12ページ

加納 啓良

I

本書は、表題のテーマにかんする著者の、ほぼ20年にわたる長い年月の研究成果を凝縮させた、質量ともにまことに重厚な著作である。現在のように万事が気ぜわしい時代に、1人の研究者がこれだけの大著をまとめる機会は、一生に一度あれば幸運とさえいえるかも知れない。といつてもちろん、本書はたんなる僥倖の産物ではなく、何よりも著者の、長年にわたる不撓不屈の努力のたるものである。まずこのことに同業者として敬意を表したい。

さて、書評の定型に従い、最初に本書の構成と内容を簡単に紹介する。まず、章別の目次を示せば次のとおりである。

序論

第1部 日本軍政の衝撃——農村社会に与えた影響

第1章 オランダ支配から日本軍政の開始まで

第2章 農業構造の変化

第3章 粮の強制供出

第4章 労務者

第5章 「隣組」と「組合」

第2部 日本軍政の衝撃——ジャワ住民の宣撫と動員

第6章 宣撫工作

第7章 軍事訓練と農村大衆

第8章 学校教育の充実

第9章 イスラム宣撫工作

第3部 日本軍政の衝撃——村落社会の動搖

第10章 「原住民」地方行政官の変容

第11章 村落のリーダーシップの変容

第12章 農民反乱

結論

あとがき

注

文献目録

インタビュー対象者（日本人）一覧

付属資料

索引

II

分量は「序論」から「結論」までの本文が520ページ、「あとがき」と「注」が110ページ、「文献目録」以降の付録部分が82ページ、索引が12ページ、しめて724ページに達する。これだけの分量の内容を短い紙数で正確に要約するのは不可能である。以下、本文の部分に限り、何が論じられているかに限って示しておくことにする。

序論。ここでは日本軍政に関する内外の研究史の批判的整理と、著者の問題意識の提示および本書全体の課題の設定が行なわれている。

第1章。植民地期のジャワ社会の様子とその変容過程を、農業・農村の構造、言語・文化、民族運動の3つを柱に概観している。内容は概して入門書的である。

第2章。日本軍政下の農業政策と農業構造の変化が、米を主とする食糧増産、新作物（綿花、麻類、ヒマ）の栽培、糖業を中心とするエSTATE農業の衰退の3項目について検討される。この章から先の記述はすべて、著者が掘り起こした基本資料と、日本側、インドネシア側の双方における広範囲な聞き取り調査の記録によるものである。

第3章。農業政策のうち、とくに食糧増産政策にともなう過酷な粮の強制供出制度の実施が、ジャワの農家経済に与えた深刻な影響が明らかにされる。

第4章。軍政下で行なわれた労務者の徴用と、シンガポールなど海外を含む動員先での悲惨な労働条

件の実態が克明に描かれている。

第5章。住民統制の手段としての「隣組」と、經濟統制の機構としての「組合」という、日本軍政が村落レベルで導入した2つの新制度の、受容と定着の状況とその意義が論じられる。

第6章。軍政監部「宣伝部」が実施した「宣撫工作」、すなわち民心把握のための文化工作の実態と住民側の反応を、とくに映画政策、ついで演劇、影絵芝居（ワヤン）、舞踏、紙芝居、歌謡、ラジオなどの視聴覚メディアを通じた各種宣伝事業について検討、評価している。

第7章。「青年団」、「警防団」、「ジャワ防衛義勇軍」（PETA）、「ジャワ奉公会」の4組織を通じた大衆動員と軍事訓練の実態を検討し、それが「農民の生活空間の拡大」をもたらしたことによって、戦後の独立革命時における農村青年の政治参加を容易にした事情を解説している。

第8章。日本式教育制度の導入を目的とする文教政策の実態を、学校教育のカリキュラムと理念、言語政策、教員制度の3つについて検討し、それがジャワ社会に与えた影響が分析される。

第9章。軍政監部宗務部による対イスラム政策を、宗務部の組織と人事、キアイ（イスラム教師）講習会の実施を通じた対キアイ政策を軸として検討している。

第10章。「パングレ・プラジャ」（pangreh pradja）と総称されるジャワの「原住民」地方行政官に対する軍政当局の施策とその結果を、研修制度、人事政策、官吏登用試験の実施などによる権力的干渉の強化と、住民の間での威信の低下として描写している。

第11章。村落からの資源と労働力の動員を円滑に行なうためにとられた、「区長」すなわち行政村落（デサ）の首長に対する研修制度の実施、「区長」選挙法の改正、任免による人事への干渉の実態を解説したうえで、それが住民の間での「区長」の威信の低下と反感の増大を招き、独立革命期における伝統的村落秩序の崩壊をもたらしたことを指摘している。

第12章。以上の諸政策の過酷な適用が招いた農村の疲弊と農民の反感のうっ積が、軍政末期には農民反乱の勃発を招きつつあったことを、西部ジャワの

タシクマラヤ県シンガバルナ村のスカマナ・イスラム塾の蜂起事件（1944年2月）、同じく西部ジャワのインドラマユ県における農民蜂起（1944年4～7月）の2つのケースについて例証し、その特徴と戦後独立闘争期における「社会革命」との連続性を明らかにしている。

結論。各章での検討結果の要約を行ない、それをふまえて日本軍政がジャワの農村社会に与えた影響とその意味が総括される。「一方で社会をがんじがらめに統制し、他方で住民の心と力、そして生産物を最大限に動員するという日本の占領政策は、村落社会の住民を外的刺激にさらすことにより、これまで進化が緩慢であった伝統社会に流動性、多様性、そして不安定性をもたらした」。しかし、それは日本占領期に突発した変化ではなく、そのきざしはすでに「オランダ時代末期、とりわけ世界恐慌期」には現われていた。それゆえ、日本占領期は「オランダ時代末期から独立革命期へかけての大きな過渡期の中の一つの部分」としてとらえられる（517、518ページ）というのが、インドネシア現代史の流れの中での著者の最終的位置づけである。

### III

本書の最大のメリットは、何といっても、巻末の「文献目録」や「付属資料」などに示された膨大かつ広範囲にわたる資料と情報の徹底的収集、それにもとづく多くの基礎的事実の再現にある。日本占領期インドネシアの研究は、散逸している日本側資料の収集と解読、多数の日本人関係者からの聞き取り作業を必要とする点で、インドネシアや欧米の研究者には近づきがたい「秘境」のような観を呈してきた。その意味で、これは日本人のインドネシア地域研究者にとって、唯一の独壇場とでもいべき研究領域である。しかし、日本側資料の研究だけで事がすまないのはもちろんであり、それに必要な語学力の修得を前提としたうえで、インドネシア側とオランダ側の双方における資料調査と聞き取り調査による情報収集の実施が不可欠の課題となる。著者は多年の研鑽によりこれらの難関をクリアし、後世

に残る成果を挙げることに成功したといえよう。

狭い研究市場での日本人どうしの過当競争を避けたいという気持もあって、日本占領期研究にはいつかい手を染めてこなかった評者には、本書の細部と全体を正確に批評する能力はない。しかし、植民地期と現状の双方からジャワの農業・農村構造の変化を考え続けているので、その中間に位置する過渡期としての日本占領期の農村の変化にはおおいに関心がある。以下、この立場から、とくに第2, 3, 5, 11の各章から学んだいくつの点と、若干のコメントを記すことによって評者の責めをふさぐことにしたい。

まず第2章で最も興味深かったのは、日本軍政当局が食糧増産策の一環として台湾の蓬萊米の普及につとめたという事実である(94ページ)。これは植え幅20cmによる正条植えの奨励(というより実態は力づくの強制),「村」・「区」レベルに至る農業「指導員」の配置による営農指導と並行して進められた。増産の成果はともかく、新品種導入、条播、末端に届く営農指導という仕組は、明らかに、1970年代以降成果を挙げた「緑の革命」=食糧生産集約化政策の前身とみなしうる(当時は化学肥料の普及は行なわれなかつたにせよ)。なお、評者の農村調査での見聞でも、正条植えが日本占領期以降はじめてジャワの農村に広範囲に定着したことはまちがいない。ちなみに、植え幅20cmという基準は、今日でも多くの地方で採用されている。

これに関連して興味深いのは、日本占領期の主たる灌漑・排水工事として、ジョクジャカルタ地方の「ヨシロー用水路」(今日の「マタラム用水路」[Selokan Mataram])と、東ジャワのトルンアグン地方の「ネヤマトンネル」工事が挙げられていることがある。評者の知識では、前者はすでにオランダ時代に「プロゴ・オパック水利事業」(Progo-Opak Waterschap)として周到な事前調査が重ねられていたが、著者によれば日本占領期の1943年に周辺農村の労働力を用いて工事が開始され、戦後に完成した(97ページ)。評者の現地での見聞では、ジョクジャカルタ地方からの域外への「労務者」動員を最小限に食い止めるこことを意図したスルタンの建議によつ

て、この工事は着工されたという(著者もそのことを215ページで指摘している)。評者はかつてこの水路沿いの道をいくどとなくオートバイで走った経験があるが、おそらく土木技術的には周到に設計されたもので、ジョクジャカルタ地域の米増産に果たした役割は相当大きかったのではないかと想像する。戦前のオランダ時代の計画との関連性や工事の経過など、より詳しい事実が明らかにされれば、評者にとってはいっそうありがたかった。また「ネヤマトンネル」工事は、元台灣總督府土木局長であった州長官の発案で実施されたという。工事の実行団体として「灌漑組合」が組織されたとあるが(97ページ)，これは植民地台灣における最大の水利工事であった嘉南大圳などの建設でとられた方式の踏襲であろう。蓬萊米の導入といい、台灣での経験が日本占領期のジャワの農政に多く適用されていないだろうか。

第3章の米の強制供出量の分析によると、統計上の供出高は総生産高の2割程度でオランダ時代の米商品化率推定値(25%)を下回ったが、おそらく実際はこれよりはるかに多くの米が徵収され、農村の疲弊を深刻化させたとある(159ページ)。ジャワにおける米の商品化率の低さを無視したことが米穀政策の帰結を過酷にしたという著者の指摘(173ページ)は興味深い。ちなみに戦前の1920年代の調査では、日本内地の平均米商品化率は55%程度、植民地であった台灣では約65%，朝鮮でも5割弱であるから(涂照彦『日本帝国主義下の台灣』東京大学出版会 1975年 77~78ページ)，ジャワとはまったく状況が異なる。軍政当局は、政策の立案と実施に際し、植民地を含めた大日本帝国内の経験にもとづく判断をそのまま持ち込んだのかも知れない。

なお著者は、日本占領期の1人あたり年間米消費量の平均値を70kgと推定して「戦前の80kg程度で、極端に悪かったわけではない」(167ページ)と評価しているが、これには同意できない。飽食の現代日本ならいざ知らず、穀物偏重の当時の(いや今でも)ジャワで年間70kgというのは、きわめて悲惨な数字というべきである。

第5章で最も興味深いのは、全戸主参加の「隣組」

の導入が、村落共有耕地の持分占有権を割り当てられた上層農家＝「中核村民」を主体として構成されてきたオランダ時代の村落社会秩序の崩壊を促進したという著者の指摘(248, 251～252ページ)である。評者の理解では、耕地の共同体的保有制と「中核村民」体制の解体は、植民地期から現在に至るジャワ農村の社会経済構造の変化を理解するうえで、最も重要な鍵となる現象である。この現象の進行に、日本占領期の「隣組」の導入が大きな役割を演じたという著者の主張は、今後の研究の進展に大きな示唆を与えるものと考える。なお、「中核村民」はオランダ慣習法学派の用語である“kerndorper”の訳語であるが、著者はこれを「中核農民」に置き換えて、「クリ・クンチェン」というジャワ語のルビを振っている。「クリ・クンチェン」(kuli kenceng)は、ジョクジャ、ソロの旧王侯領地域などで用いられた名称であるが、他地域では“sikep”, “gogol”などさまざまな用語が用いられてきたので、著者の用語法は若干正確さを欠く。

治安維持の末端組織と消費生活の面での互助共同組織としての「隣組」がジャワ農村に定着し、現在にまで継承されているのに比べて、「組合」の方は、当時においても実態は消費物資配給業務の末端機関の域を出ず、生産資材の共同購入、農産物の共同出荷などを含め農業生産にかかわる共同組織としては発展しえなかつたうえ、独立後に継承、定着することもなかつた(261～262ページ)。評者の理解では、今日に至るまでジャワの農村には、日本の「農協」のように村落自治を基盤とする全村加入型、多目的型の協同組合は形成されていない。「隣組」は継承されたのに「組合」は定着しなかつたことは、日本とジャワの農村社会の性格の差を考えるうえで示唆に富む事実と思われる。

さらに第11章で、日本占領期に「区長」(現在の

「村長」[kepala desa]に相当)選挙法の改正が行なわれ、立候補認可制、「識字能力」と「若さ」つまり実務能力の重視、「区長」任期の法定などの新方式が導入されたとしている(452～458ページ)ことは、現在にまで連なる大きな変化の発端を明らかにしたものとして、重要な意味がある。なお、独立革命期に民衆の突き上げによる「区長」解任が各地で行なわれ、この時期のいわゆる「社会革命」の基盤を提供したという指摘(461～470ページ)も重要であるが、指摘されている事例はほとんどパカルンガン以西の北海岸地域に限定されており、ジャワ全体の普遍的現象と見なしうるかどうかは、今後の研究に課題を残している。

最後に、いくつかの小さな誤りを指摘しておく。

(1) 地名、現地語名のアルファベット表記の誤りないし誤植がかなり見られる。以下、気づいたものののみ矢印で訂正を加えておく。Busuki→Besuki, Situbond→Situbondo, Oost Hook→Oost Hoek(33, 34ページ)。pekalangan→pekarangan(50ページ)。Koeroesoes Latihan...→Koersoes Latihan...(101ページ)。Panggunrejo→Panggungrejo(119ページ)。「スターツヘメンテ」(staats-gemeente)→「スタッツヘーメンテ」(stadsgemeente)(423ページ)。

(2) 日本語への翻訳が不適当と思われるものがある。たとえば、105ページのLandbouw Voorlichtingsdienstは「農業情報局」ではなく「農事指導局」、あるいはもっと日本流に意訳すれば「農業改良普及事務所」であろう。

これらはむろん些細な傷にすぎず、本書全体の価値を損ねるものではないが、改版の機会があれば訂正を望みたい。妄言多謝。

(東京大学東洋文化研究所教授)